

令和8年第9回教育委員会定例会

開会年月日 令和8年5月8日（金）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 小 林 三 保
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 大 石 光 宏

議 題

1 議案

(1) 議案第19号 練馬区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 指定管理者との協定締結について
- ② 指定管理者との協定締結について
- ③ 指定管理者との協定締結について
- ④ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時26分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	吉 川 圭 一
同 教育施策課長	田 中 亮
同 学務課長	竹 内 康 雄
同 教育福祉課長	松 村 勇 哉
同 学校施設課長	染 野 好 章

同	保健給食課長	渡	辺	雅	昭
同	教育指導課長	佐	藤	永	樹
同	副参事	佐	藤	勝	也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美	紀
同	光が丘図書館長	塚	本	佳	芳里
こども家庭部長		関	口	和	幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太	郎
同	こども施策企画課長	河	野	一	真
同	保育課長	岡	村	大	輔
同	保育計画調整課長	澁	谷	悠	万
同	青少年課長	横	山	亜	規子
同	子ども家庭支援センター所長	長	岡		毅
同	在宅育児支援担当課長	小	島	芳	一

教育長

ただいまから令和8年第9回教育委員会定例会を開催する。

案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案1件、陳情1件、協議1件、報告3件である。

1 議案

(1) 議案第19号 練馬区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

教育長

初めに、議案である。

議案第19号、練馬区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、この議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

現在の社会状況に対応した改正であるが、本改正案においては「昭和25年9月の例により公告式等を行う」とされている。この点について、当時はデジタル手段が存在しなかったにもかかわらず、「昭和25年の例で行う」というのは、どういうことか。

教育長

練馬区で定めている条例が、この昭和25年9月に公布されたということではないか。

教育総務課長

この条例は昭和25年に制定され、今回の改正は、公布および告示の方法をインターネットに変更をするものである。なお、この変更は方法に限るものであり、公布による効力等に変更はないため、従来の例により行うこととしている。

教育長

掲示板に貼ることによって、規則や条例が公布されたことになる。教育委員会は、教育委員会室の入口付近に掲示場がある。

仲山委員

従来の第2条を改正案の第2条に変えたということだが、改正案は従前もあったため、今回改めて記載する必要があるのか。

教育長

今まで、教育委員会は、独自に掲示を行っていたが、今度は、公告式条例の例によることとし、区長部局と同様の方法にする。区長部局の条例改正は済んでいるのか。

教育総務課長

同条例については、既に改正が行われている。今後は、公告式条例に基づき、公布等を行う。

教育長

それでは、ここでまとめたい。
議案第 19 号については、決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第 19 号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和 6 年陳情第 4 号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。
継続審議中の陳情 1 件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。
したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。
継続審議中の協議案件 1 件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたい、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 指定管理者との協定締結について
- ② 指定管理者との協定締結について
- ③ 指定管理者との協定締結について

教育長

次に、教育長報告である。

本日は3件ご報告をする。

それでは、報告の①についてお願いします。なお報告の②、③についても関連する案件となるので、続けて説明をお願いします。

質疑については、報告の③の説明終了後に行う。

保健給食課長

資料に基づき説明

光が丘図書館長

資料に基づき説明

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

以上、3件について、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

大石委員

軽井沢フードおよび上田市地域振興事業団（武石）について、他の案件と同様に、管理業務費支払い明細を見ると、軽井沢が2億700万程度である一方、武石が少し上回っている。これは武石のほうが老朽化しているからという理由で高いのか。軽井沢のほうが高いため、額が高いのではないかと考えたが、理由があれば教えていただきたい。

保健給食課長

移動教室で利用する施設規模としては軽井沢のほうが大きい。一方、武石については本館と新館があり、新館は一般の区民の方にご利用いただく施設である。施設が2つに分かれている特性上、それぞれに光熱水費とか食事提供に係る調理費用等が発生している。このため、全体としては軽井沢と比べて、武石の費用が高くなっている状況である。

仲山委員

年度協定について、金額があるが、この金額は食材費が高騰したというときには変わるものなのか。それとも、ここには食材費は入っていないのだろうか。

保健給食課長

当該費用には、食材費等も含めて指定管理業務に関する全ての費用が算定されている。そのため、食材費の上昇に伴い、当該費用も増加する傾向にある。軽井沢については、今年度は2億7,000万円であり、昨年度は2億1,100万円であった。今年度は秋季に休館をするため、その期間に係る経費が発生しない分、実際の発生費用は抑えられる見込みであり、予算としては前年度より下がっている。一方で、光熱水費や食材費については、毎年増えている状況である。

仲山委員

通常の学校給食において、生野菜の提供は行っていないと資料で見たが、自然の家ではどうか。また、小中学校では、果物、例えばリンゴは加熱せずに提供されているが、果物は加熱しなくてもよいのか。そのあたりの、衛生面に関する見解はどうなっているか。

保健給食課長

ベルデの食事については学校給食と少し異なる。基本的には学校給食に準じた衛生面の取扱いをしているが、生野菜の取扱いは少しずつ状況が変わってきている。

また、給食での果物・野菜の提供について、野菜は基本的に一度加熱して、サラダ等についても提供している。ただ、ミニトマトなどの一部の野菜については、加熱して提供することが難しい場合もあるため、この場合は、洗浄を徹底して提供するという状況である。

果物についても、種類ごとに衛生上注意するポイントを作成しており、これに基づき、皮つきの果物は、皮をむいて提供するほか、対応が難しいものについては洗浄を徹底して提供するなど、適切な対応を行っている。

森山委員

練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台学童クラブの指定管理者による管理に関する基本協定第10条（児童対象性暴力等の防止等の措置）について、履歴書への記載や面接などにおいて、可能な範囲で性犯罪歴の有無を確認しなければならない

とあるが、こういう犯罪は、防止することが何よりも大切なことだと思う。「可能な限り」という範囲で十分だろうか。

子育て支援課長

今回、第10条を新たに規定している。背景として、日本版DBSに関する法律が国において制定され、12月に施行の予定となっている。DBSでは、義務づけられている施設と、努力義務の施設があり、児童館は、児童福祉法に基づく児童福祉施設になるため、基本的には義務づけがされる。学童クラブは義務づけられている施設ではないが、区としては基本的には同様の対応をお願いしたいということを考えている。

この日本版DBSによる確認事項については、非常にセンシティブな内容を含むことから、法令に基づき、適切に情報提供を受ける必要があると考えている。現在、採用時には過去に問題がない旨の申告を求めるとともに、面接時の確認や書類提出により対応している。

教育長

センシティブな情報のため、法律の範囲を超えた対応はできない。しかし、第10条2項により、施行後の対応は担保されており、これに基づき対応していく。

この3件はこれで終了させていただく。

④ その他

教育長

事務局から、その他の報告はあるだろうか。

事務局

現在のところ、ほかにない。

教育長

以上で第9回教育委員会定例会を終了する。